明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（国家公安委四一）　一
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学一八一）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一四四～一一五〇）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
聖式適合認定、厚生年金基金解散・清算人就任関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○国家公安委員会告示第四十一号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十一条第一項の規定に基づき、国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を次のように定めたので、告示する。

平成二十七年十一月十七日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第１　趣旨

この指針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第11条第１項の規定に基づき、また、法第６条第１項の規定に基づく障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年２月24日閣議決定）に即して、法第８条に規定する事項に関し、国家公安委員会が所管する分野における事業者（以下「事業者」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものである。

第２　法制定の経緯及び法の基本的な考え方

１　法制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

２　法の基本的な考え方

(1)　法の対象となる障害者は、障害者基本法第２条第１号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

(2)　法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされている。

(3)　法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要である。